

パワーアップ資金【経営革新計画】

新事業に取り組もうとする中小企業者を応援します！

対象となるかた

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、知事又は主務大臣の承認を受けた中小企業者

※経営革新計画とは、事業者が新事業活動(①新商品の開発または生産 ②新役務(サービス)の開発または提供 ③商品の新たな生産または販売方式の導入 ④役務(サービス)の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動)を行うことにより、事業期間3年から5年で、その経営の相当程度の向上を図る(①付加価値額(企業全体または1人当たり)が年率3%以上向上すること ②経常利益が年率1%以上向上すること)計画のことです。

制度の概要

資金使途・限度額	中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 <1億5,000万円>
融資期間・利率	4年以上5年以内 年1.2%以内 6年以上7年以内 年1.3%以内 9年以上10年以内 年1.4%以内(設備資金のみ)
信用保証	原則として、保証協会による信用保証を要します。 (通常の保証限度額とは別枠の経営革新関連保証を受けられます。)
保証料率	0.67%
返済方法	分割返済(1年以内の据置期間を設けることができます。)
担保	原則として、不要です。
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は不要です。
責任共有制度	対象
申込先	県制度融資取扱金融機関の県内各店舗
問い合わせ先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754(信用保証について)

(平成29年4月)